

案

資料 1

北福子発第 号
令和 4 年 1 0 月 1 7 日

北本市子どもの権利委員会
委員長 様

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市子どもの権利に関する行動計画の策定について（諮問）

北本市子どもの権利に関する条例第 3 5 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

北本市子どもの権利に関する行動計画について

2 理由

本市では、令和 4 年 1 0 月 1 日より、北本市子どもの権利に関する条例を施行しました。条例では、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市子どもの権利に関する行動計画を策定するものとし、行動計画の策定に当たっては、北本市子どもの権利委員会の意見を聴くものとされています。このため、計画策定にあたり、貴委員会の意見を求めるものです。